

千葉県保健福祉局入札参加資格等審査会設置要綱

(設置)

第1条 本市は、保健福祉局の所管に係る修繕及び業務委託（以下「業務委託等」という。）に関し必要な審査を行うため、千葉県保健福祉局入札参加資格等審査会（以下「審査会」という。）を保健福祉局内に置く。

(所掌事務)

第2条 審査会は、1件当たりの設計金額（執行予定額をいう。ただし、単価契約及び契約期間が複数年度にわたる契約においては、契約期間中の執行予定額の総額とする。）が1,000万円以上の業務委託等（以下「対象案件」という。）に係る次に掲げる事項を審査する。

- (1) 指名競争入札の方法により行う理由及び指名業者の選定に関する事
- (2) 一般競争入札及び希望型指名競争入札における入札参加資格の設定に関する事
- (3) 随意契約の相手方及び理由に関する事
- (4) 企画競争により行う理由及び参加資格要件の設定に関する事
- (5) 前4号に掲げるもののほか、対象案件に関し必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、審査会は、次の各号の規定に該当する場合には審査しない。

- (1) 施行決定を省略する場合（「千葉県決裁規程の運用について（依命通達）」等で省略するものとされている事項に該当する場合）
- (2) 所管課等（対象案件を所管する課及び第二類の事業所をいう。以下同じ。）において、別途審議会等により前項の規定と同等の審査を行った場合
- (3) 保健福祉局業務委託希望型指名競争入札実施要領第5条第2項により指名競争入札を行う場合
- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号により随意契約に切替える場合（組織及び組織名の定義）

第3条 審査会は、別表第1に掲げる組織ごとに委員長及び委員をもって組織する。

2 この要綱において、「局課」とは保健福祉局内で健康福祉部、医療衛生部及び高齢障害部に属さない課の総称とする。

(職務)

第4条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、別表第2に掲げる庶務を所管する所属の長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会は、必要の都度、委員長が招集する。

2 審査会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開催することができない。

3 委員長は、委員にやむを得ない事情があるときは、所属する課の課長補佐を代理出席させることができる。

4 審査会の審査は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。ただし、所管課等の課の長は所管する対象案件の審査に参加することができ

ない。

5 委員長は、急施を要し、又は会議を開催することができないときは、委員に書面回議してこれに代えることができる。

6 委員長は、審査に必要があるときは、関係職員に対し必要な資料を提出させ、又は審査会に出席させて説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、別表第2に掲げる所属において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、局長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 審査会の組織

組 織	委 員 長	委 員
局 課	局 次 長	局課における課の長、保健師活動推進担当課長 及び保健福祉総務課総括主幹
健 康 福 祉 部	健康福祉部長	健康福祉部に属する課の長及び保健福祉総務課長
医 療 衛 生 部	医療衛生部長	医療衛生部に属する課の長及び保健福祉総務課長
高 齢 障 害 部	高齢障害部長	高齢障害部に属する課の長及び保健福祉総務課長

別表第2 庶務を所管する所属

組 織	所 属
局 課	保健福祉総務課
健 康 福 祉 部	地 域 福 祉 課
医 療 衛 生 部	医 療 政 策 課
高 齢 障 害 部	高 齢 福 祉 課